

埼玉県秩父地域災害保健医療対策会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 秩父保健所管内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）において災害時における保健医療体制の速やかな確保を目的として、埼玉県秩父地域災害保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（業務）

第2条 対策会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療機関の被災状況や避難所等の保健医療ニーズの把握に関するこ
- (2) 災害時の保健医療活動チームの受入及び調整に関するこ
- (3) 災害時連携病院及び市町との緊密な連携に関するこ
- (4) その他秩父保健所管内の実情に応じ必要な事項

（組織）

第3条 対策会議の委員は、埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議設置要綱第3条の委員に加え、次に掲げるものとする。

- (1) 活動中の保健医療活動チームや自衛隊等
- (2) 医薬品関係団体、医療機器関係団体、ライフライン事業者（水道、電気、ガス、電話等）等、本部長が必要と認める団体等

（本部長及び副本部長）

第4条 対策会議に、本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は秩父保健所長とし、会務を総理し、対策会議を代表する。
- 3 副本部長は、本部長が指名する委員とし、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

（設置場所）

第5条 対策会議の設置場所は、秩父保健所とする。なお、災害の状況に応じて、本部長の判断により変更することができる。

（対策会議の庶務）

第6条 対策会議の庶務は、秩父保健所に設ける事務局において処理するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。